

令和3年9月30日

保護者 様

都城市立明道小学校
校長 後藤 世志哉

感染レベルの変更に伴う学校の対応について

秋涼の候 保護者の皆様方におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より本校の教育活動に対しまして、深い御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、児童及び皆様の感染拡大防止対策が功を奏し、県の「緊急事態宣言」が本日で解除され、「感染拡大緊急警報」に移行しました。

そこで、下記のとおり感染防止対策を講じながら対応していきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 令和3年10月1日（金）時点における本市の「地域の感染レベル」について

「国レベル1」

県の示す本市の「圏域ごとの感染状況の区分」は、「感染確認圏域（黄）」

2 学校の対応について

- ① 同居する御家族の方に発熱等の風邪症状が見られる場合、お子様は「出席可能」です。
- ② お子様に発熱等の風邪症状がみられる場合は、「出席停止」となります。
- ③ 体育館前での、健康チェックカードの確認を10月3日（月）から中止します。
- ④ マスク着用の上、集団登校をさせていただきます。その際、会話を避けるとともにソーシャルディスタンスをとって登校するように御指導ください。
- ⑤ 校時程を裏面のとおり変更します。昼休み時間は30分とし、極力マスク着用で活動させます。引き続き、感染対策を行った上で学習活動を実施します。
- ⑥ 給食は、学級を分けずに実施し、「黙食」を継続します。
- ⑦ 学年間の交流を再開します。（クラブ活動、委員会活動、清掃等）
- ⑧ 外部講師の受け入れを再開します。（ブックパパママ、茶道クラブ講師、ボランティア等）

3 その他

- 平日は、子どもだけで外出しないよう、御家庭で御指導をお願いいたします。保護者同伴の運動等は問題ありません。（平日の友だち交流は、姫城ブロックで禁止です。）
- 土日祝日は、保護者許可のもと、友だちとの交流を許可します。なお、友だちの家にかかる行為は、お互いの保護者の承諾がある場合のみ、許可です。感染予防の観点から、友だちの家には上がらないことをお勧めします。
- 外出時は、4つの約束「マスク、ディスタンス、小声、さわらない」の厳守をお願いします。
- 学校といつでも連絡が取りあえるような連絡体制をとっていただき、もし、お子様が濃厚接触者と特定され、PCR検査を受けた場合や、その検査結果につきましては、学校へ御連絡いただきますようお願いいたします。
- 今後の感染状況により、対応を変更することもありますので、今後も学校からの連絡が受けられるようお願いいたします。
- 御不安や御心配な点につきましては、遠慮なく学校にお問い合わせください。
- 夜間の緊急事態発生時は、留守電に伝言ください。